

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20頁発行◆

関西労災職業病 5月号

(通巻第85号)

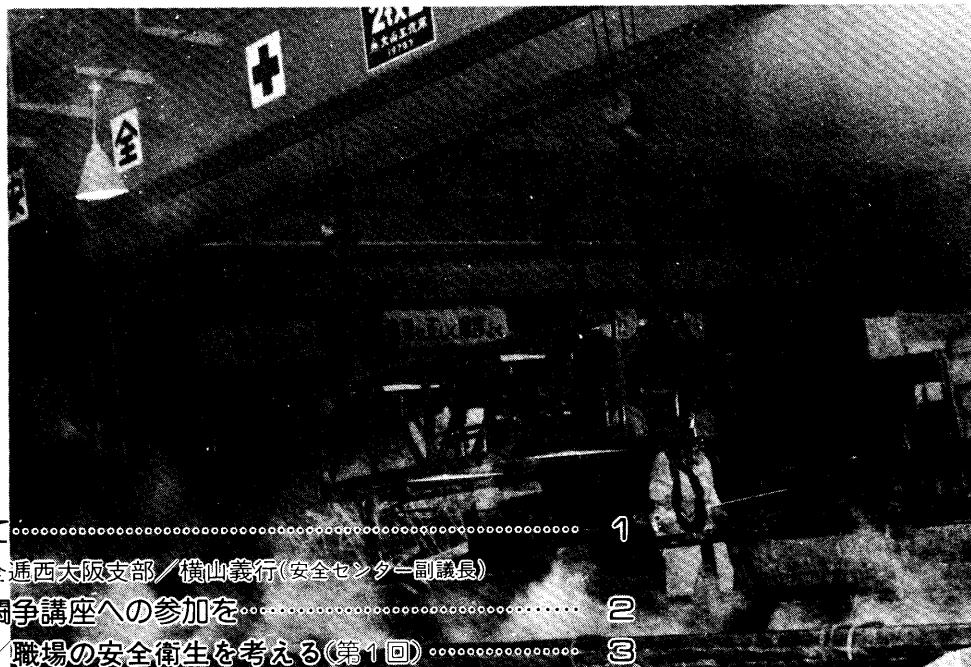
関西労働者安全センター 1981.5.20 発行

大阪市大淀区本庄東3—10—11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- 主張にかえて 1
全通西大阪支部／横山義行(安全センター副議長)
- 労災職業病闘争講座への参加を 2
- 新シリーズ／職場の安全衛生を考える(第1回) 3
☆住友電工
- 連載／80年代医療の動向と我々の任務(第四回) 6
労災職業病研究会／松浦良和
- 前線から(ニュース) 11
- 学習のページ□病気の原因と治療 16
第5回・頸肩腕障害(下)
——松浦診療所／医師 新井孝和

主張にかかるて

労災職業病闘争講座を・・・○○○

全通西大阪支部 横山義行
(安全センター副議長)

数年前より実施されております。

もちろん、私の職場でも例外では

など)は、大幅に前進をみるとがで
き、職業病予防に大きく貢献するこ
とができました。

とそのもとで行なわれている合理化
は、職場における我々労働者の労働
条件の低下となり、そのことが労働
災害、職業病の原因となっています。
労働災害、業務上疾病の発生状況
をみてもわかるように、例年、増大
の傾向にあり、労働者の健康破壊は
ますます深刻になつてきています。

また、連続した春闘の敗北で労働
者の実質賃金は目減りし、憲法で保
障された、健康で文化的な生活を當
むにはほど遠い状態にあります。

鈴木首相が政治生命をかけるとま
で言った「小さな政府」「金のかから
ない政府」をめざした行政改革は、
私たちにとって、非常に厳しいもの
であり、断じて許すことはできませ
んが、現実として、すでに現場では

助イスの欠陥による胃腸障害、精神
障害、腰痛等の職業病が続発してい
るのに気づいたのが七七年五月であ
った。

私たち、「自分の身体は自分で
守ろう」とし、「生命と健康を守る
会」を直ちに発足させ労災、職業病
の取りくみを開始しました。

松浦診療所の全面的な協力を得て、
健康新アンケート、職場環境改善アン
ケートなどを取りくみ、私たちの職

場から職業病を出さない、出させな
い運動をねばり強く展開して参りました。

その結果、職場の環境改善(照明、
西労働者安全センターでは、来る六
月一六日より労災職業病闘争の連続

人事院という強大な国家権力のため、
遅々として進みませんが「自分の身
体は……」を基本原則として今後と
も、職業病を出さない職場づくりに
全力をあげて取りくみたいと思いま
す。と同時に、いま自らが健康破壊
の実態と、その予防のための知識を
得ることが重要ではないかと考えま
す。

これは単に郵便局一全通のみの問
題ではなく、全ての産業とそこで働く
労働者の問題であると考えます。関
係なく、職場の環境改善(照明、
西労働者安全センターでは、来る六
月一六日より労災職業病闘争の連続

講座を開催することを決めています。直接結びつく実践的な内容にするべからうの参加を強く訴える次第です。
そして、できるだけ職場での闘いにく準備を進めておりますので各方面

関西労働者安全センター労災職業病闘争講座への参加を

現在、不況に名をかりた合理化が急速に進み、職場における労働者の健康破壊はますます複雑かつ深刻になつてきています。一方、労働運動は今春闘にみられるごとく実質賃金の日減り分をも確保できないといふ低迷状態であります。このような状況の中で、労災職業病を防止し、労働者が健康に働く権利を確保していくことは今まで以上に重要ななつてきました。関西労働者安全センターは、一九七三年発足以来、労働者の生命と健康を守る闘いを通して労働運動の強化、発展に努力を続けてまいりましたが、先の認識に立ち、労災職業病問題に対する正しい理解をもち、職場、地域での闘に役立てていただきたいと思い、本講座を開講いたします。

本講座では、職場で進行している労働者の健康破壊の実態を正確に知るために、個々の疾病（腰痛、ケイワーン、脳卒中、じん肺症等）に対する正しい認識をもち、労働環境におけるそれらの原因をしつかりと把握すること、そして職場、地域を基盤として労災職業病闘争を進めるために必要な知識を身につけることを目的として開講します。講座の内容も、単なる知識でなく、実践に役立つ知識を身につけるを中心にして設定しました。

労災職業病問題に深い関心をもつ多くの労働者に本講座への参加を呼びかけます。

（開講時間）六月十六日～十月二十日 午後六時～八時 開講日はすべて火曜日

（場所）大阪労働金庫本店会議室 森ノ宮駅（国鉄、地下鉄）下車、市立労働会館南側

（受講料）十回通しで三千円

（受講方法）受講申込書に記入の上、センターへ送付してください。問い合わせはセンターへ。

シリーズ

職場の安全衛生を (第1回) 考える 住友電工 資本主導の安全運動の矛盾 「安全と能率の分離」

住友電工は日本でもトップクラスの電線メーカーであり、社長の亀井氏がその労務管理手腕を評価されて関西経営者協会の会長であることは周知の事実であろう。このことが象徴するように住友における労務管理、住友電工における労務管理は独占的もちろんのことあらゆる企業が何らかの影響を受けているといつても

続発する 重大災害

過言ではないと言える。そして、他の大手企業と同様、住電でも安全衛生管理は労務管理の極めて大きな柱となっているのが現状である。住電の活動家の言葉を借りれば、「いくら労働強化になつたり、馬鹿々々しいと思うことでも、「安全」という大義名分でやられると、そのデータメイクするのに、普通より時間がかかる」というのである。しかし住電資本がいくら「安全対策」を講じても労災は増加している。とりわけ八〇年から今年にかけては、「もう少しで

・日程表・						
						開催日
一	六月一六日	二		三	四	テー マ
二	六月三〇日	五	七月一四日	六	七月二八日	労働運動としての労災職業病闘争
三		七	八月一一日	八	八月二十五日	腰痛症
四		九	八月二二五日	九	九月六日	循環器病(脳卒中、心筋梗塞等)
五		十		十	十月二〇日	有害環境による疾病
六						
七	九月八日					職場の健康破壊の実態を知るために
八	九月二二日					被災者のリハビリ、職場復帰について
九						
十						

七	九月八日	職場の健康破壊の実態を知るために
八	九月二二日	被災者のリハビリ、職場復帰について
九	十月六日	労災職業病闘争をすすめるにあたって
十	十月二〇日	職場報告と討論

命を落すところ」というほどの重大災害が続発している。某造船会社では、安全対策の決め手として神社参拝を行ったという笑えないような妙な話を聞いたことがあるが、住電においても策に窮した安全担当責任者が「安全旗」をもつて職場を回ったり、お稲荷さんのそうじに力を入れるという事態に至っているのである。

精神主義的

横行する災害かくし

大手企業の例にもれず住電においても七〇年頃から精神主義的な安全運動が強まってくる。ゼロ災害運動がそれである。朝礼など労働者の各種集りの中でも職制が安全第一を声高に叫び続けることによって、変な話ではあるが労働者は安心してケガもできない体制を作り上げられてきたのである。ケガをすれば即日ビラがまかれ被災者の不注意ぶりが全社的に公表され、被災者は職制だけで

なく周囲の労働者の冷たい視線を受け「御迷惑をおかけしました」と言わねばならない本末転倒の事態が日常化してきただのである。またよほどのことがなければ休業災害とはならずほとんどの負傷は不休災害扱いをされている。二、三の例を挙げると、七七年一月、アルミ線工場において三一歳の労働者が左手を機械に巻きこまれて薬切創兼末節骨々折で不休

二八日災害、七八年五月、通信ケーブル工場で二八歳の労働者が台車と製品に右手小指をつめての骨折で不休三一日の災害、七八年五月、通信

ケーブル工場検査室で二四歳の労働者がナイフで左環指末端切断創で不休二一日の災害、等々である。これらの場合、ケガをした際、会社内に職場レベルで行われただけではなく、特に新入社員に対してはマンツーマンでその趣旨の徹底が私生活の範囲にまで行われた。安全指導員制度がそれで、これは安全指導といふよりもむしろ労働者の思想、信条チェックのための制度に近いものであつた。

矢むくいた

高松労災認定斗争

業をしていても三日目からは自分の通常の仕事に就かざるを得ないのである。被災者は、一日、二日は軽作業をして

このような精神主義的安全運動は職場の安全管理に名を借りた労務管理の強化そのものであり、一例を挙げれば、整理整頓の徹底が安全の立場からやられるが、これは実際に外からの職場見学対策一受注増加という観点の方が強いといふようなこともみられるのである。七七年、住電活動家を中心に闘われた高松労災闘争は、これら会社の徹底した事故隠し、労務管理の強化の進行に一矢をむくいる闘いであった。七六年七月一五日、旋盤工である高松登氏が昼休み現場へ帰る途中、突然倒れ、死亡した。心筋梗塞であった。現場労働者は「会社で死んだんやから労災とちやうのか?」という意見もあつたが、会社はもちろん、組合も全くの私病扱いとしたのであり、更に会社は労基署に対して、わざわざ「遺族と相談した結果申請はしない」とウソの報告さえ行つたのである。組合や会社には絶対まかしておけないと判断した活動家は、安全センターナーなどと協力して独自で遺族を説得

し、此花地域や南大阪の労働者との共闘で西野田労基署と交渉し、七七年四月、ついに労災認定をかちとつたのである。「住電の非人間的労務管理が高松さんの命を奪つた」という主張を行政に正面から認めさせたのである。

新たな攻撃 「健康管理区分と危険予知運動」

この闘いの成果は、住電資本に少なからぬ打撃を与えたことは事実である。精神主義的な安全運動は基本的には変化はなかつたものの、職場の対策がそれである。一見労働者の例えれば B(残業二時間まで、夜勤禁止)など A・B・C・D の五段階に区分し、止)、C(定期まで、夜勤禁止)など

の対策がそれである。一見労働者の保護のようにみえるこの体制も、残業、夜勤で稼ぐという賃金体系が変わらない中では、体が悪い、ケガをしたというのは今後賃金が目減りするということであり、新たな装いをこらした締めつけである。第二には、危険予知運動に代表される新たな安全運動の展開である。これは「一つ勝利は、会社に新たな対策の必要性を感じさせる役割を果し、これまで絶対に認めなかつた腰痛症(災害性)を労災扱いし、しかも休業も認めるというようなことが始つたことも事実である。



(第四回) 労災職業病研究会 松浦良和

(4) 健保財政赤字と 健保改悪の動向

骨な増税、福祉切り捨て、公共料金の引き上げ、行政改革（その実は公務員に対する首切り合理化）等を強引に押し進めつつある。従つて健保財政に関する、製薬独占や医療機器独占資本の利潤追求の意図とは逆に、権力、総資本にとつては、医療費のこれ以上の増加は最早許容し難

るが、それに加えて、昨今の国民の医療不信、医師不信に便乗した、医療機関に対する国家統制の強化をもそのねらいとしている。

① 医療費削減のための具体的方策

医療費の削減のための具体的方策として以下の様なことが考えられる。
① 受診抑制
② 薬剤費を中心とした医療費の引き下げ

③ 老人医療有料化（老人の受診抑制をもねらいとする）

④ 保険料の引き上げ（保険料率の引き上げとボーナス加算など）
⑤ 健保間の財政調整（黒字を続ける組合健保から、赤字の社保、国保

既述の様に、国民医療費が五六年度には十二兆三七〇〇億円に達すると予想されており、健保財政の赤字は三々の一として政府独占資本にとっては、看過することのできない問題になつてゐる。特に国家財政赤字が、際限のない赤字国債の乱発により、破産ともいべき深刻な事態をひきおこす情況に至つており、しかも、この失政のつけを自民党絶対多数の横暴により、一方的に国民の犠牲を強いることにより解決をはかろうとしている。なりふり構わぬ露

昭和五四年（一九七九年）頃からの健保改悪の動向の政府内部における一定の混乱も、この矛盾から生じてきた結果とみることができる。この一連の健保抜本改悪の主要なねらいは、言うまでもなく、国民医療費の削減、健保財政の黒字への転換にあ

へ調整という名目で資金を流入させる)

当初の政府案は、薬剤費の患者半額負担といふとんでもない改悪案が出されたが、これは主要には②の薬剤費の抑制をねらつたものであり、同時に①の受診抑制をも可能にする案であった。この案の出された背景には、既に国民医療費の分析で明らかにしたように、この間の医療費急増の主因は、一件あたりの薬剤費の急増によるものであることから、政府総資本の立場からは、この薬剤費の抑制を主に考えていたようである。

しかし、この案に対しても、当然薬剤資本の死活問題であり猛反対を行つたことは想像に難くない。また、医師会としても許容できる案でないことは当然であり猛反対を開いた。しかも国民各層からの批判も強力であったため、この案は実現しなかつた。ところが、その当時の与野党伯仲の情況を反映して、昨年四月に突然、四野党を抱きこんで合意案なるものが提出されたが、これは

健保本人の十割給付の大原則を崩したものでない改悪案であった。これは主要には受診抑制をねらつたものであるが、現実的な案とはとても考え難く、結局は政治的かけ引きの一つの材料に使われただけの思いつきの案でしかなかつた。だから、五党合意という強力な案であつたにも関わらず、その後政府自民党自からがこの案を引っこめる結果となつた。

②今回の改悪の動向とねらい

これらの紛余曲折を経て最終的に出されてきたのが、今回実施された初診料の引き上げ(六百円を八百円に)と、入院時一部負担金の引き上げ(一日二百円を五百円に)及び、保険料率の引き上げ(上限千分の八〇を千分の九一に)、健保家族の入院時割負担(従来は入院外来共三割負担)

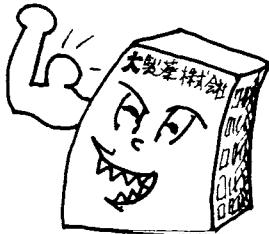
の引き上げにあつたが、これだけでは健保財政の抜本的改善は望み得ないのは明らかだつた。そのため、次に行なわれているのが、薬価引き下げと保険点数の改正作業であり、これらは本年六月実施が目途とされ、その具体的な内容もほとんど明らかになつてきている。今回の健保改悪の特徴は、むしろこの薬価と保険点数の改正の中により鮮明に政府の意図がくみとれる点にある。

等を骨子とする案であった。この案のねらいは、主要には①の保険料率



③薬価改訂のねらい

まず薬価改訂については、今回の薬価引き下げは、前回の小手先の引き下げとは異り、極めて思い切った大胆なものであり、総額で約一八・六%という大幅なものであるだけでなく、特に抗生素質については軒並み、三〇～八〇%（平均で四〇%）一気にひき下げるといった極めて大幅な改訂になつてゐる。しかも前回の薬価改訂で初めて導入された銘柄別薬価が今回は更に拡大され、中小製薬資本の生き残る道は完全に閉ざされたといつても過言ではない結果となつ



ている（例えば、同じくセファロスポリンをとつて比較すれば、今回大手のシオノギのケフレックスは二二〇を一四七円／二五〇mg引き下げられたが、一方中小メーカーであるフジモトのセファアレキシンは実に一二〇円を三五円／二五〇mgに大幅に引き下げられた）。

結局、今回の薬価改訂のねらいは、総資本にとつては④の薬剤費の抑制と、いう目的を達する一方では、製薬独占にとつては、その見返りとして、中小企業の破壊と独占化を引き出したことで妥協したと見ることができ

医を中心とした医療機関の收支が急激に悪化することは明らかであり、開業医の切り捨てと地位低下は一層進行することになるだろう。



④保険点数改訂の動向

おけるカルテルの成立をうかがわせるものであり、中小企業つぶしが行なわれた後には、独占メーカー間での価格協定が次々と結ばれる可能性は大と見ることができる。このことを通じて、従来、健保薬価と購入薬価の差で主な利益を上げてきた開業

詳細はまだ不明なので詳しい分析はできないが、手術料四〇%、リハビリテーション八〇%を中心とし、技術料の引き上げが行なわれることが

予想される。今回の点数改訂でも、

前回に引き続き、病院優遇の改訂（病院八・七%に対し診療所八・〇%）であり、しかも上げ幅も、薬価引き下げの影響（医療費にして六・一%の引き下げ）をさしひくと実質一・五%程度の引き上げ効果しかなく、薬剤依存傾向の強い開業医層にとってはむしろ利潤の低下をもたらすことが予想される。

これらの薬価や診療報酬の改訂の是非を軽々に論じることはまだ時期尚早であるが、従来の小手先の改訂に比しかなり抜本的なものであり、今後の医療の動向を予想する上で極めて重要な位置を占めることは明らかである。更に今後は、老人医療費の有料化法案（外来一ヶ月五百円、入院一日三百円を自己負担）が今国会に提案されており、また厚生省の医療法改正案（医療機関に対する行政の統制強化をねらったもの）の提案が予定されており、現在医療制度が大きな転換期に直面していることは明らかである。

（5ページの「(ア)」）

の重大災害にはそれ以前に二九の小さな事故があり、更に二七〇の不安全行動がある」というヒヤリ、ハットの運動と同じものであり、最近、経営側が労災の民事責任を免れるために推進している運動の一環のものである。詳しく述べる余裕はないが、要は単なる精神主義から多少なりとも科学的装いをこらしたものとなつていて。そして、これらに対してどう対決していくのかは労働者側の課題として残っているといえる。

「安全講議」に

「安全の話」はタブー(ア)

ここに一つの象徴的な話がある。電線を被覆する製造工程に押出器といふものがあるが、この機械にトラブルが生じた場合、機械を止めて手直しすると必ず不良品が出ることは分つており、作業能率の観点からは誰も「止めてやれ」とは言わない。従

つて、止めずにやるのが普通になつてゐる。しかし、こういう場合にはケガも多い。安全の方面からは「回転部分に手を出すな」という原則が止めずにやつたから原則違反」と批判されると、では一体労働者はどうすればよいのか。結論は一つしかない「ケガをしないように、しかかも生産を落さない」ことである。結局、資本の安全運動はどんな形をとろうと生産を落さないというのが第一義にならざるを得ず、安全、安全と対策が出れば別のところに労働者へのしわよせが確実に来るしくみになつてゐる。住電では生産性、能率に關する会議と安全衛生に關する会議は、どちらも活発ではあるが相互に能率の問題を出すのは「反則」であり、タブーである。住電における災害増加の原因は機械の大型化、スピードアップ、省力化を柱とする合理化であることは誰も知つてゐること

である。労働者にためになる対策を 動者の力を拡大するしかないという の奮闘を期待したい。
たてるには「反則」制度を徹廃する労 のが真実であろう。活動家グループ

新 國 記 集

四・一 敦賀一号の一月の給水加熱器ひび割れ事故 四・二〇

富士見産婦人科病院事件の被害者同盟は医師ら六人を相手取り、総額十三億数千万円の第一次損害賠償請求訴訟を五月初めに起

四・九

こすことを決め、原告団を結成した。

「煙霧に対する道路管理責任」を認める一濃霧の夜、西名阪高速道路で起きた追突事故で煙霧についても道路管理者の責任を問え
るとして大阪高裁は日本道路公団等被告三者に對し、損害賠償を元タクシー運転手らに支払うよう命じた

四・二三

昨年十二月に堺市内の公害認定患者が亡くなつたが、堺市公害健康被害認定審査会は死因が公害病に無関係として遺族から出されていた遺族補償費等の申請を棄却した

四・一七

サリドマイド被害者新たに三人認定、全国なつた
のサリドマイド被害者はこれで三百九人と

四・二五

大正区の岸壁に接げん中の鋼材運搬船で従業員が鋼材の荷揚げ作業中クレーンから落ちた鋼材が頭に当たり即死
たのはアメリカの原子力潜水艦と判明

阪神高速道路西宮線で、道路を支える橋脚内で塗装工事中、酸欠状態となり作業員一人が死亡、この現場では作業前の酸素濃度測定をしていなかつた

四・一九

尼崎西署は猛毒の六価クロムが基準の最高六十八倍も含んだ廃液を川に流していた工場を水質汚濁防止法違反の疑いで捜索

四・二七

酒を飲み帰る途中電車にひかれ死亡
原発設置をめぐって鬭われた窪川町長選で現職町長当選

四・二八

神戸港に面した工場街の住宅密集地から出火し、簡易アパートなど十九棟を全半焼、百九世帯約百五十人が焼け出される

前編から

【南大阪】

大阪労基局が「業務上」見解

田であるので、ちようど二年目に事実上の決着をみたことになる。

最終的な結論として、組合側が二年にわたる闘いを単に力で押すというだけではなく、診療所健診部などとの協力を得て、理論的にも、調査内容面においても行政側を圧倒し尽した感があり、これら総合的な力が第一段階での勝利をかちとつたものといえるだろう。

五月二十日 解を打ち出した。安田氏が全港湾建設

同盟系の造船重機労連とともに阿倍野労基署に労災申請したのが七九年五月二一

の政治的な切り捨てを許さ

災認定問題について、同分

会、支部、地方本部、及び安全センター

【南大阪】脳卒中・心臓死の2名の労災を申請

全港湾大阪支部阪上港運分会

は大阪労働基準局との間で実質的には最終的な交渉を行った。この席で労基局側は「局としては業務上災害であるという結論に至った、基署と交渉を行い、分会員

支部阪上港運分会、同支部安全衛生委員会は阿倍野労安会で倒れた田端氏、及び頸椎損傷で療養中、今年の二月一八日急性心不全で死亡

は大阪労働基準局との間で実質的には最終的な交渉を行った。この席で労基局側は「局としては業務上災害であるという結論に至った、基署と交渉を行い、分会員

支部阪上港運分会、同支部安全衛生委員会は阿倍野労安会で倒れた田端氏、及び頸椎損傷で療養中、今年の二月一八日急性心不全で死亡

いつまでも休んでおれず、症状が軽快した十一月より再就労したが、会社は同氏の症状(病名)を知りながら全く何の配慮も行わず、年間を通じて最もいかだ労働

した谷山氏について労災適用するよう強く要請した。

田端氏はいかだ労働者で、今年三月六日に脳血管障害で倒れた田端氏、及び頸椎損傷で療養中、今年の二月一八日急性心不全で死亡

とかなりはつきりとした見

会の寺岡一一氏の心筋硬塞死にに対する労災認定闘争(

阿倍野労基署では業務外、不服審査にて逆転し労災認定一八〇年六月)の成果と

して確認させているが、前回「いかだ労働は大したこ

とない」と暴論を展開した

阿倍野署の姿勢をはつきりと変えさせるためにも、今

回の認定にはどうしても勝利せねばならないところで

ある。

また、谷山氏の心不全について、その原因が、半年前に生じた労災事故による頸椎損傷によるものであることは医学的な論証を待つまでもなく明らかであると思われ、一日も早い労災認定が期待されるものである。

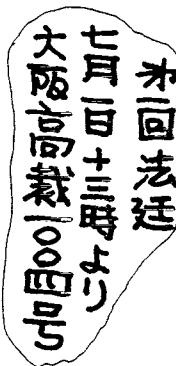
ニュース

や被曝管理のズサンさ、あるいは本社技術部長板倉のことはない」という証言と、論として、次回に答えを用事故後の国会での答弁の内意し、技術系の社員を交渉しては、測定記録のネック造

決の下った岩佐訴訟の後、法廷において厳しく争われてきた内容に関わる敦賀原支那の事故隠しの実態が連日新聞紙上をにぎわってきた。はしどろもどろの発言をするばかりで、はつきりした名二次集約分(一次と合わせ約三万二千名、三千団体)を日本原電本社に突きつけられると同時に、事故隠しについての質問状を手渡し答えるを求めた。質問状の内容と

五つの項目を上げた。しかし対応に出た総務次支援する会は、五月九日署名を一言も聞けなかつた。答は一言も聞けなかつた。二三日に回答を文書で提出すること、責任を持つた答えること、が出来る人物を出してくることを確約して交渉を終わつた。

に出していくことを再び確約し解散した。
尚、岩佐訴訟の大坂高裁での法廷は七月一日午後一時に決定している。支援する会は、大法廷で毎回、傍聴行動を取り、裁判の監視体制を強めようと取り組みを進めている。



南大阪

徳田訴訟勝利に向け 地域労働者が学習会

野村メツキ労働組合

五月一八日、野村メツキ労働組合は、部落解放センターにおいて、徳田茂氏のシアンによる眼負傷の訴訟開争についての学習会を開催し、地域の労働者ら約三十名が参加した。この訴訟

は八〇年二月の提訴以来これまで八回の法廷が開かれてきたが、五月二八日から証人尋問が始まることになつていて。このため組合側は傍聴活動の強化など裁判を長期的に支える体制作りの一環として今回の学習会を設定したものである。学習会の冒頭、委員長は「組合

つてきたが、徳田さんの問題と労災補償問題のみがそのままになつてるので全力を挙げて勝利したい」との決意が明らかにされ、参加者の熱い拍手を受けた。

五月二八日の第一回証人調べでは原告の徳田氏が証言する。

またこの訴訟を中心的に進めている中北弁護士も学習会に参加され、「目の障害の程度の科学的立証など難しい課題も多少あるが、是非でも全面勝利にもちこみたい」との力強い発言もあつた。

五月二八日の第一回証人調べでは原告の徳田氏が証言する。

六年の歴史の中でかなり定着しているが、同時に新たな分会、支部の参加によって、自らの健康を自らの闘いで守るという意識が着実に拡大されてきていると言えよう。そのことは、これから講義毎に約二十分づつ行われる闘争報告の中でも表われてくるものと思える。

その姿勢をしつかり持つた学習会の方向が強調された。その後、あいさつに続き、実行委メンバーの紹介のあと質疑応答があり、活発な発言があり、参加者の真剣な参加意識が表わされていた。

南大阪

第七期労働者針灸学習会が スタート

・労働者針灸学習会実行委員会

五月一三日、第七期関西委よりこれから約半年間の講義計画についての説明を行つた。約五〇名の参加者は会場である全港湾関西地本会議室に早くから集まり、仲間には決して誤った針を打つてはならないなど、闘

いの姿勢をしつかり持つた学習会の方向が強調された。その後、あいさつに続き、実行委メンバーの紹介のあと質疑応答があり、活発な発言があり、参加者の真剣な参加意識が表わされていた。

その姿勢をしつかり持つた学習会の方向が強調された。その後、あいさつに続き、実行委メンバーの紹介のあと質疑応答があり、活発な発言があり、参加者の真剣な参加意識が表わされていた。

その姿勢をしつかり持つた学習会の方向が強調された。その後、あいさつに続き、実行委メンバーの紹介のあと質疑応答があり、活発な発言があり、参加者の真剣な参加意識が表わされていた。

此花

腦卒中勞災火問題

二度とりくみへ

・此花労働者センター・

此花労働者センター、及び安全センターは、朝鮮連西支部の依頼を受け、某運送会社の従業員で関連会社へ出向職員として派遣されていたM氏の脳内出血の問題についてその原因調査を開始し、近いうちに労災申請が行われる。M氏が発作を起したのは慰安旅行先であつたことから、当初は「酒を飲みすぎたのでは」ということで済まされかけていたが、当日本人は朝から気分が悪く酒も余り飲んでいなかったことから調査はスタートし、被災者が四直三交替の夜勤を行つていたこと、今年に入つてひいた風邪が

直らないままに仕事を続けていたこと、またフォーカリフトの免許をとるための勉強を始めたが、漢字が十分に続めないため非常

制の準備が進められている。この経験を生かし闘争体制の準備が進められている。

「自殺」労災は、「認められない」とする労働行政の常識を打ちやぶるべく準備が進められている。

最近神奈川でとりくまれた金子さんの件も却下されていていたが、三ヶ月たつた十二月二十日、自宅でガス管を引き込み「自殺」した。相談を受けた安全センターでは「自殺」労災は、ノイロ

な苦労をしていたことなどが次々と明らかにされ、朝総連、家族側も労災であるとの確信を深めてきている。

此花労働者センターは七

年目に朝総連西支部と協力してタクシーライターナー労働者の脳卒中労災認定闘争に勝利した地連芦ノ家労組、「自殺」当時の主治医、更には、精神科医共闘の医者の協力もえ

準備作業は、森川さんの所属していた全国一般大阪

会でも非常に重要な問題であるとともに、運営協議会

でセンター全体で応援していくことを決定した。

南大阪

労災療養中の「自殺」

全國一般芦ノ家労組

近く労災申請へ

現在、労災治療中に「自

殺」した労働者の労災申請の準備が進められている。

森川さんは、弁当、仕出

しを業務とする芦ノ家の従業員であったが、昨年九月

に出勤途上で交通事故にあ

ったが、当日本人は朝から気分が悪く酒も余り飲んでいなかったことから調査はスタートし、被災者が四直三交替の夜勤を行つていたこと、今年に入つてひいた風邪が

金子さんの件も却下されていていたが、三ヶ月たつた十二月二十日、自宅でガス管を引き込み「自殺」した。相談を受けた安全センターで

第一回の交渉は五月二八日に予定されており、次号に詳細を報告できる予定。

阪南

通院費問題で署と交渉

学習をすじ実践に

・阪南労災被災者との△△・

五月二〇日、阪南労災被災者の会は、通院費問題で羽曳野監督署と交渉をもつた。去る五月八日の例会で通院費問題について学習し、被災労働者の権利として労災保険で通院費用を認めさせていこうと確認し、実践に移そうと決めたものであつた。

当日は、監督署は労災課長が対応し、会からは山下代表以下十名近くが参加し、シアン中毒で裁判を起こしている徳田さんも奥さんについて添われ車イスで参加した。話合いは、まず通院費に関する労働省の通達の批判から始められた。この

通達には、支給要件の一つとして「およそ四km以内に治療に適した指定病院がない場合」と書かれているが、

四の根拠は何もなく、また、治療を続いている時に局に審査請求を上げてもらえば署としても救済でき

た場合はどうなるかなど具体的な事例を出して質問するところ、監督署は答えにつまり、通達内容に矛盾があるといふことを認めるに至つた。

そこで更に、羽曳野署で通

院費を不支給にされたTさん

の問題に移り、署段階でを拡げるため、会員に対す

る通院費の支給の有無をチ

エックし、他の監督署に対

する交渉も予定している。最後に、通院費の問題については、「被災者が安心して治療を続けていくことがで

きる」ことを基本にして取り扱うよう強く要望して交渉を終えた。

阪南

大阪

81「フレンド実行委」といふ

学生戦線の強化を!

81フレンド合宿準備会

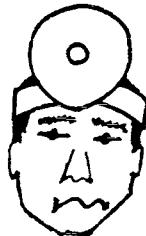
今年で八回目を迎えるフレンド合宿の準備が進んでいる。五月二十五日の準備会議では京阪神の大学サークルで話し合いがもたらされた。実態を見てみたい」という話題についての労働省の通達の実態を見てみた。参考から、労働運動と交流したい」とい

う参加者まで現在ではかなり多様化を極めている。それに對し、実行委の方針が比較的あいまいなところがあつたという過去の経験から、その意義について実行委の討論をつくすといふ目的から回を追うごとに範囲が広がり、ただ「現場の実態を見てみたい」ということを豊富化し、具体化してゆくことを決めた。七月下旬の合宿に向け討論を重ねながら作業を進めることになつていて



病気の原因と治療

オ五回 頸肩腕障害(下)



松浦診療所医師 新井孝和

前回まで述べたようにケイワン－職業性頸肩腕障害は、全身的な肉体疲労、神経疲労を基礎にして、腕や手指の静的あるいは動的筋労作による酷使が主原因となつて発症してくる全身的な疾患と考ることがであります。症状は初期の何となく疲れやすい感じや肩こり、腕のだるさ等からはじまり、次第に腕や首、背中等の痛みがおこってきて、さらには、手指のしびれ感、冷え、胸がしめつけられる、頭痛、めまい、不眠等多彩な症状が加わつて「完成」されるものでした。

ケイワンの治療は 全生活の中での扱い

ケイワンの治療にあたつては、この病気が仕事を原因としておこる職業病であり、ある職場で一人の罹患者がでればそのまわりには少なくとも何倍かの数のケイワン予備軍とも

いうべき人達が存在し得ること、またケイワンは単に体の一部分の疾患ではなく、しばしば罹患者の全生活中でこの病気と闘う必要があること等が忘れられてはなりません。私達の経験でも、職場があげてケイワンにとりくみ、作業条件の改善、ケイワン患者の早期発見と早期治療、罹患者への作業軽減や休業等仕事への配慮がきちつとなされている職場では確実にケイワンへの治療効果があがつていますが、罹患者が未組織労働者であつた場合や、職場にケイワンに対する理解が乏しい場合等は、罹患者はケイワンの症状に苦しみながらなおかつ職場で時に孤立し、休業すれば職場と疎遠になり、働けばますます症状が悪化するという非常に困難な状況におちいることがないではありません。罹患者本人の治療へのねばり強い努力に加えて、家族（女性労働者に多発する病気ですから、炊事や洗濯、育児等に対する夫の協力が必須条件です）や職場の仲間が罹患者を支えてこそ、医療機関

での治療も実が上がると言つべきです。

職場、家庭の状況が治療内容を決める

治療内容を決める

さて、頸腕の治療にはだれにでも向く画一的な方法はありません。罹患者の現在までの職業歴、病歴、現在の症状、上に述べたようなことに関する職場や家庭の状況、個々の治療法に対する反応等の条件を勘案しながら行なつてゆきます。ケイワンの主原因であり、増悪因子の中心である作業そのものについても、通常どおり続けながら治療するか、残業をやめる等の軽い制限を加えるか、短期間、あるいは長期の休業にふみ切るか等も個々の罹患者にあわせて決定しますが、この場合單に症状の軽重だけが判断の基準になるのではなく、職場の状況によつては働きながら治療できそうな場合でも休業に

ふみ切らざるを得ない場合もでてくるわけです（ただ、ケイワンに限らずおよそ職業病は働きながら治療するのが原則です。働きながら治すためにはそれなりの職場改善が不可欠であり、職業病を生み出さない職場づくりこそが本当の意味での治療であり予防であるからです）

まだ第一に十分な 休養、睡眠を

ケイワンの症状の増悪要因としては作業以外にも、症状そのものの悪循環ということがあります。ケイワーンでは腕や肩、背中等の筋肉、神経が酷使されて強い疲労がたまつており、この蓄積した疲労をとることが治療の主眼点になります。このため十分な睡眠をとることがとても重要なわけですが、腕や肩の痛み、しびれ感のため眠りが妨げられたり、ケイワンそのものの症状として、疲れ

ているのに何となく眠れない、眠りが浅い、いやな夢に悩まされるといふことがよくあります。ために休養がうケースがよくあり、休養がとれずに症状が一段と悪化するといふことがよくみられるのです。また、ケイワンでは手や指の冷えというのも多い症状の一つです。これは血流の流れを調節する神経が変調を来て指先への血液のめぐりがわるくなつてゐるのですが、こうなると腕や手指の筋肉の新陳代謝が悪くなり老廃物質がたまつて筋肉疲労がますますとれにくくなり症状が悪化するということがおこつてきます。これら

《第1分冊》

全国の建設土木 労働者団結せよ 釜ヶ崎解放10余年の歩み

発行：全港湾
関西地方建設支部西成分会
A5版 192ページ ¥2,000

内容

- 第Ⅰ章 解放を求めて
- 第Ⅱ章 私達の運動の
基本構想
- 第Ⅲ章 釜ヶ崎の現況
- 第Ⅳ章 運動論の確立
をめざして
- 第Ⅴ章 西成分会の略歴
- 第Ⅵ章 資料集
- まとめにかえて

《第2分冊》

日本建設産業 魅力ある建設労働を 求めて—

内容

- 第一部 建設産業の実態
- 第二部 建設労働の実態
- 第三部 建設産業の歴史

発行：建設労働研究会
A5版 164ページ ¥1,800

全港湾建設支部西成分会

〒251
647-4947
572-2105

全港湾建設支部西成分会結成十周年記念出版

には湯を使う等の注意がいるでしょ
う。パラフィン浴、電気治療等医療
機関で温熱療法をうけるのも痛みを
やわらげ、血液のめぐりをよくして
よい効果があります。針灸治療は痛
みや冷えに対して直接的に効果があ
る他、治療後軽い疲労をおぼえさせ
てくれてよく眠れるようになつたり、
胃腸の調子を整えて食欲を増進させ
体力をつける等の効果があり、優秀
な治療法だと思われます。

症状が重い時や、急に悪くなつて
きたような時はまず第一に十分な休
養をとることを第一に考え、上記の
が、一定期間治療をして症状が安定
してきたり、比較的症状の軽い時に
はまた別の考え方も加味しなければ
なりません。休養をとるためににはた
だ長く横になつてはいるばかりでなく、
軽い運動をした方がよい場合もある
からです。またケイワニン罹患者は、
私達の経験では疲労に対する閾値が
低くなつていて——つまりちょっと
した運動や仕事ですぐ疲労を感じて
しまうことがあります。そして

ように、
* * *
* * *

かく、むしろ積極的にスポーツ等で
体を疲労させ、そのあと十分休息を
とつて疲労をとるということをくり
返すようにすべきです。スポーツや
体操等による全身の気持のよい疲労
とその後の休息という体と気持のリ
ズムがだんだん体力を向上させ、疲
労に対する耐久力をつけてゆくよう
です。適当なスポーツとしては、は
やりのテニスや卓球等より、水泳や
ダンス等の全身運動を選ぶべきでし
ょ。

昭和
50年
10月
29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

5月号（通巻第85号）

昭和56年5月20日発行

（毎月一回
20日発行）

■表紙写真
全金大阪亜鉛支部

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28